

2024 北海道最賃情報

2024年10月1日 第4号

発行：連合北海道最賃対策委員会

—給与明細、必ずチェック！—

北海道の最賃は10月1日から時給1,010円！

10月1日から北海道最低賃金が前年比50円引き上げの時給1,010円に改定されることに伴い、連合北海道及び連合北海道石狩地域協議会は9月30日、最低賃金改定の周知街宣を行い、1,010円への改定や給与の確認、労働相談先として相談ダイヤルの周知を図った。

●地域最賃改定の周知街宣を実施！

周知街宣では北海道最低賃金審議会委員である連合北海道の金子副事務局長、山田組織労働局長や石狩地協の山口事務局長が10月1日から北海道最低賃金が時給1,010円、深夜勤務(22時～5時)は時給1,263円に改定されることを周知した。また、「最低賃金はすべての労働者に適用され、時給1,010円を下回る賃金は無効となり、最低賃金以上を支払わない場合は罰則付きの法律違反となる」とした上で「今一度、自分の給与明細をチェックして欲しい。疑問や悩みがあれば是非連合に相談を」と市民に呼びかけた。一方、最低賃金が50円と過去最大の引き上げ額ではじめて時給1,000円を超えた北海道では99%が中小地場企業であることを踏まえて「企業は最低賃金改定による賃金改善のために公的支援も活用しながら履行確保して欲しい」と事業者内での最低賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」や各種助成金やその他支援施策の相談先である「働き方改革推進支援センター」など中小企業への支援事業の活用を呼びかけた。



市民に呼びかける金子副事務局長(左)と山田組織労働局長



山口事務局長



チラシ入ティッシュを配布する様子

●特定最低賃金の審議も進む

9月12日、第3回連合北海道最賃対策委員会を開催し、北海道最低賃金(時給1,010円)における主な論点と経過の報告を行い、加えて審議が本格化する特定最賃の改定に向け、取り組み姿勢や引き上げ目標額、12月1日発行を目指す上でのスケジュール等の確認を行った。

特定最賃4業種(鉄鋼、電気、乳糖、船舶)の改定審議は9月中旬から本格的に進められている。なお、鉄鋼部門は前年比70円引き上げの1,100円、12月1日指定日発効で9月25日に結審した。

～最賃改定に伴う集中労働相談を受け付けます～

連合北海道は10月1日～10月31日の間で最賃改定と履行確保に関する集中労働相談ホットラインを開設します。

フリーダイヤル 0120-154-052

受付時間 10:00～18:00(平日)

